

公益社団法人福岡中部法人会 事務局職員慶弔規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人福岡中部法人会（以下「本会」という。）の事務局職員（囑託を含む）の各種慶弔に関する祝い金、弔慰金に関し必要な事項を定めるものとする。。

(祝い金)

第 2 条 祝い金は、次の金額を贈る。

対象者	要件	祝い金
事務局職員	結婚したとき	2万円

(弔慰金)

第 3 条 弔慰金は、対象者に応じて次の金品を贈る。

対象者	要件	弔電・弔慰金
事務局職員	死亡したとき	弔電及び2万円
事務局職員の配偶者 (2親等以内の直系血族)	死亡したとき	1万円

(その他)

第 4 条 第 2 条及び第 3 条に定めるほか、特に必要があると認められる事実が生じた場合は、理事会で協議し決定する。ただし、緊急を要する場合は、総務委員会または総務委員長が専務理事と協議し、会長の承認を得て決定することができる。

(改 廃)

第 5 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 25 年 11 月 19 日から適用する。